

伺・起案書

決裁:平成 年 月 日		施行:平成 年 月 日		日医発第		号(地Ⅲ)		
会 長	副会長	常 任 理 事				事 務 局 長	担 当 課 長	起 案
								平成 24 年 5 月 16 日
。	。							地 域 医 療 第 三 課
						庶 務 課 長	起 案 者	発 送 (予 定)
			。					平 成 年 月 日
							荒 川	
指 示								
受信先 都道府県医師会						発信 日本医師会 会長 横倉 義武		
受信者 会長 殿								
件 名 新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布について								
<p>(内 容)</p> <p>標記の件につきまして、別紙文書にて都道府県医師会宛にお送りしてよろしいか、お伺いたします。</p>								

日医発第183号(地Ⅲ31)
平成24年5月25日

都道府県医師会会長 殿

日 本 医 師 会
会長 横倉 義武

新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、病原性の高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として、標記特措法が平成24年5月11日に公布されました。

なお、公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行され、関係政省令については後日別途制定されることとなっております。

また、本法では、法に基づく要請又は指示に従って患者等に対する医療の提供を行う医療関係者に対する実費の弁償及び損害補償について明記され、要請又は指示に関する罰則は設けられておりません。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会等に対する周知、協力方につきましてご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。